

地域包括支援センターに係る条例で定める基準（案）について

区分	項目	省令基準の内容	現状の課題等	条例で定める基準(案)								
従うべき基準	職員に係る基準及び当該職員の員数	<p>介護保険法施行規則第四百十条の六十六第一号</p> <p>イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 一人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 一人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 一人</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄（左欄）に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄（右欄）に定めるところによることができる。</p> <p>(1) 略（小規模市町村の場合）</p> <p>(2) 略（合併市町村又は一部事務組合若しくは広域連合の場合）</p> <p>(3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合</p> <table border="1" data-bbox="416 1093 1082 1547"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1093 703 1167">担当する区域における第一号被保険者の数</th> <th data-bbox="703 1093 1082 1167">人員配置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1167 703 1234">おおむね千人未満</td> <td data-bbox="703 1167 1082 1234">イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1234 703 1375">おおむね千人以上二千人未満</td> <td data-bbox="703 1234 1082 1375">イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 1375 703 1547">おおむね二千人以上三千人未満</td> <td data-bbox="703 1375 1082 1547">専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人</td> </tr> </tbody> </table>	担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準	おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人	おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人	特になし。	省令基準を準用する。
担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準											
おおむね千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから一人又は二人											
おおむね千人以上二千人未満	イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）											
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの(1)に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの(2)又は(3)に掲げる者のいずれか一人											
参酌すべき基準	上記以外の事項	<p>介護保険法施行規則第四百十条の六十六第二号</p> <p>イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。</p> <p>ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。</p>	特になし。	省令基準を準用する。								

※上記基準(案)は、介護保険法第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づく、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものとして遵守しなければならない基準(案)である。